

# 1930年代イギリス外交の課題

— スペイン内戦・ズデーテン問題・宥和政策を中心に —

## The Challenges of British Diplomacy in the 1930s

— Centered on the Spanish Civil War, the Sudeten Issues and Appeasement Policy —

鈴木 豊彦

Toyohiko SUZUKI

### 1. はじめに—研究動向及び本稿の目的

20世紀の前半期を、今日の視点で捉え直すならば、「二つの世界大戦の時代」とよぶことが可能である。第二次世界大戦前史（1930年代）研究は、米ソ冷戦時代の1940年代から50年代において、欧米学界を中心に、第二次世界大戦の原因・起源研究が米ソ両陣営のイデオロギー的対立や戦争責任追及論と関連しながら、双方で別個に行われた経緯がある。その研究状況に一大転機をもたらしたのは、1962年に、イギリスの現代史家アラン・ジョン・テイラー（A.J.P. Taylor）が『第二次世界大戦の起源』を刊行したことによる<sup>1)</sup>。テイラーは同書の中で、大戦前の30年代において、ヒトラーはドイツ民族の東ヨーロッパにおける生存権獲得を目的とした侵攻計画を戦略上保持していなかったとする説を展開する。その結果、当時学界で正統とされてきた学説を継承し、ヒトラーが東ヨーロッパ領土へ一貫した侵略計画を持っていたと主張する、ヒュー・トレヴァー＝ローパー（Hugh R. Trevor-Roper）との間で著名なテイラー・トレヴァー＝ローパー論争を展開する<sup>2)</sup>。これ以降70～80年代にかけて、イギリスの外交文

書が相次いで公開されたこともあり、第一次資料の分析に基づく実証的研究が続く<sup>3)</sup>。現代史的には、90年代に入り、ソヴィエト連邦や東欧社会主義圏が崩壊し冷戦構造が大きく変化すると、第一次世界大戦（1914～18年）と第二次世界大戦（1939～45年）を連続する一つの時代としてとらえる見解が一般化し、そうした解釈に立つ研究成果も刊行される。その代表的なものが、イギリスのエリック・ホブズボーム（E.J.E. Hobsbawm）の学説である。彼は、現代史としての20世紀を、第一次世界大戦が始まった1914年から、ソヴィエト連邦・東欧社会主義圏が崩壊する1991年までの、「短い20世紀」として捉える。そこには、二つの世界大戦の連続性に着目して、大戦自体を研究対象とする意図が窺われるのである<sup>4)</sup>。

我が国における第二次世界大戦前史研究は、角田順、斉藤孝等の先駆的研究がある。斉藤の著作は、70年代までのこの分野における一到達点である。70年代以降、広範な一次資料を活用した研究として、木畑洋一や佐々木雄太などの研究がある。木畑の研究は我が国における本格的な資料研究の先駆けとな

り、佐々木の研究は80年代までのイギリス外交研究の集大成的意義を持つものである<sup>5)</sup>。しかしながら90年代以降は、1920年代に遡って、ヴェルサイユ体制の構造的修正や安全保障政策と関連づけながら、従来は30年代外交で主に取り扱われた「宥和政策」を遡って広く解釈する立場から、イギリス外交を論じる研究はあるが、30年代イギリス外交政策を正面から取り扱った研究は少なく、その点に本稿がもつ研究上の意義はある<sup>6)</sup>。

以上の先行研究を踏まえて、本稿の目的は、戦間期とくにその崩壊過程が明らかとなる、1936年から39年期の西欧国際関係とイギリス外交との関連について、スペイン内戦とチェコスロヴァキアのズデーテン問題を中心に、論点を整理し課題を抽出することにある。加えて、39年9月の大戦勃発に至る大国間外交の一断面を、イギリス外交の視角から、宥和政策の再検討を通じて考察する。

30年代後半の時期は、エドワード・ハレット・カー (E.H. Carr) の表現を借りれば「一面で不安と恐怖にうらづけられた対立の時代」であった<sup>7)</sup>。その国際的な不安の状況は、突き詰めれば、ドイツ・イタリア・日本の現状変更勢力とイギリス・フランス・アメリカ合衆国等の現状維持勢力 (ヴェルサイユ体制擁護派) との対立に起因している。そして双方から異端視扱いされたソヴィエト連邦は、結果として流動的な国際状況の中で第三極を占め、外交的フリーハンドを行使しうる立場となる。

本稿で取り扱う、1936～39年のヨーロッパ国際関係において、ファシズムと反ファシズム両勢力の対立が、より尖鋭化・顕在化したのが、スペイン内戦問題 (36～39年) であり、チェコスロヴァキアのズデーテン問題 (38年) である。重要な問題は、この時期にヨーロッパの国際秩序 (ヴェルサイユ・ロカルノ

体制) の一大転換点、すなわち国際連盟中心の集団安全保障体制が実質的に破綻して、ウィーン体制以来の、西欧四大国中心の伝統的大国外交の復活が、イギリス主導で図られたとする仮説が成立し得るか否かを見極めることである。

そこで本稿では、「スペイン内戦」と「ドイツ・イタリア枢軸関係」そして30年代後半のイギリス外交のバックボーンをなす「宥和政策」に焦点を絞って論述する。そして30年代ヨーロッパ国際関係をめぐり、イギリス・フランス・ドイツ・イタリア四大国の大国外交とソヴィエト連邦との関連について考察する。

なお本稿で使用する、ファシズム勢力の定義については、イタリア・ファシズムおよびドイツ・ナチズムに範囲を限定する。また両者の総称として、一括してファシズムという用語で記述する。

## 2. スペイン内戦の国際環境

1936年7月17日、スペイン領モロッコにおいて、現地駐留軍が本国政府に対して反乱を起こした。その後フランコ (Francisco Franco) 将軍がナショナリスト軍 (反乱軍) の指揮権を掌握して、共和国政府軍 (市民義勇軍、海・空軍の一部兵力で構成) との約3年にわたる内戦が始まるのである。

31年革命により成立した、第二共和政下では、はじめは中道・左派政権が誕生し、33年の総選挙で右派・保守勢力が勝利を占めると政治の反動が起きる。これに対して34年の反右派の10月闘争<sup>8)</sup> 鎮圧を契機に、危機感を共有した左派・中道勢力の連携が進み、36年1月に人民戦線が結成された<sup>9)</sup>。同年2月の総選挙では、左右両派の対立となり、人民戦線側が得票総数以上に議席を獲得する結果となる。しかしながら、その勝利が議席数程に圧倒的なものでなかった点にも明らかなよう

に、新政権は国民諸階層の支持を受けたものではなかった<sup>10)</sup>。加えて人民戦線内部に、政権構想をめぐる深刻な対立・分裂が存在し、結果的に同戦線は自らの政治的基盤を弱めることになる。その状況下で、右派・保守勢力側は軍部（特に陸軍）と結託して社会不安感を煽り、政治的混乱の中で挙兵をする。

同内戦に臨む各国の対応は如何なものであったのか、次に整理してみる。スペインと同じく人民戦線政府をもつフランスは、共和国政府との関係で重要な役割を果たすことになる。内戦の開始直後、共和国側からフランス政府に軍需物資等の援助要請が行われた<sup>11)</sup>。一旦は援助を決定したフランス政府首脳も、フランス国内世論の分裂への配慮およびイギリス政府からの働きかけにより、関係諸国を対象とする不干渉協定案を作成するに至る<sup>12)</sup>。フランス主導の不干渉案は8月2日に内外に発表され、ポルトガルを除く諸国は、原則的にこれを受け入れるのである<sup>13)</sup>。同時にフランスは共和国政府側への物資援助の即時停止を決定した。同日イギリス政府もフランス提案を支持し、協定調印にむけて主導性を共に発揮することを了解した<sup>14)</sup>。こうして両国政府を中心に、不干渉政策の実施が図られることになる。

内戦の初期段階において、イギリス政府は不干渉の立場を明確にしている。同政府部内では、ほぼ全閣僚がこの原則に同意していた。他方イギリス社会では、一部知識人を中心に熱烈な共和国支持派は存在したが、世論全般を見渡せば、現実的な政策選択として、不干渉政策の堅持こそが国内における多数意見であった<sup>15)</sup>。

内戦の開始以来、国際環境の基本的な構図は、イタリア・ドイツ・ポルトガルがナショナリスト軍側を、ソヴィエト連邦が共和国政府側をそれぞれ支持していた。さらにアメリ

カ合衆国は、中立法（35年）成立後は、ヨーロッパに対する局外中立の姿勢を一層強めていた。

こうして36年8月までには、各国の内戦への対応はほぼ明確となる。その間に、イギリス政府の協力の下にフランス政府が主導して、主要各国間で不干渉協定が締結されて、政策の徹底およびその実効性を高めるために、不干渉査察委員会（以下、不干渉委員会と略す）の設置が決定される<sup>16)</sup>。

### 3. 内戦と不干渉委員会

1936年9月9日にロンドンで開会し、39年5月19日に解散（実質的審議は39年4月20日終了）した不干渉委員会に関する今日的評価は、「ロンドンの喜劇」と揶揄された当時と変わらずに、必ずしも芳しくはない。その主な原因は、内戦初期の段階から同委員会の主要構成国（ドイツ・イタリア・ソヴィエト連邦）が内戦当事者に公然と加担した点に求められる。こうした自己矛盾が、査察機能の実効性を低下させていた。その結果、イギリス・フランス両国が委員会を政治的対立の局外に置こうとする試みは、初期段階において挫折せざるを得なかった。

この時期、不干渉委員会ではスペイン国内に流入する物資を、委員会加盟各国がスペインの国境および海上において査察する計画案が審議されている<sup>17)</sup>。査察の公平性を保つために、具体的には国際監視委員をスペイン国境および各港に配置して査察する案が検討され、37年3月8日の委員会総会で、その実施予定が4月20日と決定された（3月案）<sup>18)</sup>。この計画には、様々な矛盾が含まれるが、最大のものはナショナリスト軍に加担していたイタリア・ドイツ両国が、海上査察区域を担当した点である。独伊両国はそこを拠点に、軍事介入をさらにエスカレートさせることに

なる。こうした欠陥にも拘わらず、査察計画案が額面通り実施されたならば、内戦をスペインの国内問題に限定し得る可能性は、残されていたかもしれない<sup>19)</sup>。しかしながら、委員会で検討されたスペインからの外国義勇軍の撤退問題をめぐり、イタリア・ソヴィエト連邦両国代表の対立が激化して、完全実施は5月以降に延期される。さらにイタリアとドイツの海軍艦艇が共和国政府軍機に攻撃された事件を契機に、6月に両国が海上査察から正式に離脱し<sup>20)</sup>、7月にはフランス政府が独伊両国の協定違反に抗議して、スペインとの国境監視を中止（38年3月再開）して、査察計画の継続は事実上不可能となる。

行き詰まった事態の打開を図り、イギリス政府は「査察に関する修正案」を提示する<sup>21)</sup>。この案は査察計画全般にわたる見直しを主張しており、実質的には新査察計画案ともよべるものである。特に3月案と比べて、内容的に大きく変更した点は、従来の海上査察を取止めて、内戦当事者の勢力下にある港への小規模な国際監視員の派遣を決定したことである。さらに重要な点として、国際義勇軍の撤退状況に一定の進展が認められると判断された場合には、内戦当事者双方に「交戦国権利」を付与することを明記した点である。この決定の背景には、イギリス・フランス両国政府の対スペイン政策の変更、すなわち不干渉・中立の厳守という線からの後退があったと言える。

その後イギリス代表イーデン（Anthony Eden）外相が、強いイニシアティブを発揮して、11月4日に、修正査察計画案の実施が委員会総会で採択されたのである<sup>22)</sup>。ところが、議論が各論の技術的問題の討議に入ると、戦時国際法で認められていた「交戦国権利付与問題」をめぐり、イギリス・フランスとドイツ・イタリア各代表の対立が表面化して、

審議の続行は不可能となる。その結果、38年2月3日に修正査察案をめぐる実務的審議が行われたのを最後に、不干渉委員会は事実上休会状態となり、その審議機能を停止するに至ったのである<sup>23)</sup>。そしてナショナリスト軍が内戦における優位をほぼ固めると、38年7月には、不干渉委員会で外国人義勇兵の撤退を採択した。その後ミュンヘン会談を経て、ソヴィエト連邦の支援撤退があり、共和国軍の中核マドリードが陥落し、39年4月1日にはフランコによる内戦終結宣言が行われる。すでにイギリスおよびフランスは、2月27日にはフランコ政権を正式に承認している。

ここでスペイン内戦に関わる補遺について述べる。第一に、不干渉査察計画案の作成および実施に関わるイギリス政府の責任についてである。前述のとおり、不干渉政策の提唱は、フランス政府が主体的に行ったとされるが、その際にイギリス側から働きかけがあったという説がある。両国の政府間交渉記録を検討すると、イギリス政府からフランス政府への直接的な圧力を記した公式文書は現存しない。しかしながら、イーデン外相やクラーク（Sir George Clerk）フランス駐在大使はフランス政府首脳に、間接的に不干渉の意向を伝えている<sup>24)</sup>。したがって、不干渉政策の策定過程で、イギリス側から非公式な勧告が再行われた事実からも、政策策定に関しては、イギリス政府にも応分の責任があると考えられる。

そのことは、第二に、不干渉委員会が査察機能を十分に果たせなかった点についての責任と関連する。イギリス・フランス両国政府は、ドイツ・イタリアの内戦への介入を阻止し得ず、委員会が内含する自己矛盾を解決することはできなかった。その結果として、この時期ドイツおよびイタリア両国は接近を図り、枢軸同盟へと発展する。イギリス・フラ

ンス側のこうした「宥和的」な態度に関する説明として、特にイギリス政府内には、スペイン共和国政府に対する反感、そして共和国政府側を積極的に援助していたソヴィエト連邦に対する根強い警戒感が存在していた点を、指摘しておく<sup>25)</sup>。

第三に、スペイン内戦が一国内にとどまらず広くヨーロッパ全体の国際問題になった点を指摘したい。30年代のもつ時代性、すなわちファシズム勢力対反ファシズム勢力という基本的対立関係が、スペインの地において具現化した事実である。同内戦を題材にした芸術作品が、多数生みだされた事実を想起すれば、如何に当時のヨーロッパ世界に大きな衝撃を与えたかを窺い知ることができる<sup>26)</sup>。その意味で、スペイン内戦は大戦前史における大きなテスト・ケースである。

#### 4. ドイツ・イタリア枢軸関係の確立

ここでは、スペイン内戦期をつうじて、ドイツ・イタリア両国の提携がどのように形成されたのかについて、焦点をあてる。

ドイツ・イタリア枢軸（Axis）関係の構築は、スペイン内戦に両国が深く介入する過程で本格化した。イタリア外相チャーノによるベルリン訪問を契機に、36年10月に「ローマ・ベルリン枢軸」関係が成立した。因みに枢軸という言葉は、ハンガリーの政治家ゲンベシュ（Gyula Gömbös）が最初に公式の場で使用し、後にムッソリーニ（Benito Mussolini）が大々的に喧伝したことから、当時の世界に広まったものである<sup>27)</sup>。この盟友関係は、日本を加えた3国防共協定（37年11月）締結からドイツ・イタリア鋼鉄（軍事）同盟（39年5月）をへて日本・ドイツ・イタリア三国同盟（40年9月）締結へと発展するのである。

36年9月にロンドンにおいて、イギリス・フランスを中心に不干涉委員会が設置される

頃には、ドイツ・イタリア両国の提携は一層緊密なものとなっていた。同年11月に両国は、フランコ政権を承認すると、ドイツは空軍の「コンドル軍団」をイタリアは陸軍の「義勇兵団」を派遣した。これらの正規軍をはじめとして、内戦をつうじてイタリアは約7万人そしてドイツは約1万5000人の兵員を投入した。両国とも内戦へのコミットがエスカレートするにつれて、相互に利害の一致をみるようになった。ドイツ・イタリア関係は、不干涉委員会の活動をとおしてさらに強化されたのである。37年に導入された海上査察計画は、同年夏にはドイツ・イタリア両国の非協力で頓挫し実効性が期待できなくなった。その後査察計画は、幾度となくイギリス・フランス両国により修正提案されたが、ついに不干涉の実効性をあげることはできなかった。

一方イギリス政府部内では、地中海地域での勢力圏の現状維持や対ドイツ牽制の目的から、イタリアとの関係改善を強く望むネヴィル・チェンバレン（Neville Chamberlain）政権（37年5月～40年5月）が成立した。37年中を通じて、対イタリア関係の早期改善を優先する首相と慎重な姿勢を崩さぬイーデン外相との閣内対立が激化し、ついには38年2月にイーデン外相が辞任する<sup>28)</sup>。その後、イギリス・イタリア双方による協定締結交渉が進展して、38年4月16日にイギリス・イタリア復活協定が締結され、38年11月16日に発効する。同協定の主要な内容は、地中海・紅海地域における両国勢力圏の現状維持を基礎に、イタリアがスペインから義勇軍（実際は正規軍）を撤兵する代わりにイギリスがイタリアのエチオピア併合（伊領東アフリカ帝国）を承認するというものであり、イタリア義勇軍のスペインからの完全撤退が発効の前提条件となっている。その他に、イタリア政府が、スペインにおける領土的野心の否定、

リビア駐留軍の削減、中東地域におけるラジオによる反イギリスキャンペーンの停止等を遵守することが、協定条項中に規定されていた<sup>29)</sup>。チェンバレンはこの協定を締結・批准することで、イタリアをドイツから一定程度引き離し、地中海地域での現状維持をめざした。

38年のミュンヘン会談以降に、イギリス政府はイタリアを自国側に繋ぎ止めたいとする希望から、更なる接近を試み、39年1月にチェンバレンとハリファックス（Edward Wood Halifax）外相（イーデンの後任者）がローマ訪問を行い、両国の関係改善に努めた。しかしながら、イギリスの親イタリア政策は、不確実かつ一方的なものであり、成功のめどは立たなかった。他方、イタリア政府は、イギリスとドイツ両国の勢力バランスを計りながら、自国の外交上のフリーハンドを保持しようとしたが、すでにこの頃にはドイツへの依存度を高めており、ドイツ・イタリア同盟強化路線以外の外交的選択は、現実には殆ど存在しなかったのである<sup>30)</sup>。

## 5. ミュンヘン会談の特質

38年9月29日から30日にかけて、ドイツのミュンヘンで、イギリス・フランス・ドイツ・イタリア四大国政府首脳（チェンバレン、ダラディエ、ヒトラー、ムッソリーニ）会談が開催され、チェコスロヴァキアのズデーテン地方（ドイツ系住民が約310万人在住）の併合を望んだヒトラーの要求を協議し、最終的にこれを他の三大国首脳が承認した。現在でも根強い批判があるミュンヘン会談である。とくに重要なのは、同会談が第二次世界大戦後の国際政治において、左右両派から厳しく非難されてきた歴史的経緯を持つ点である。すなわち一方で右翼・保守主義者からは、いたずらに独裁者に譲歩することで相手

の要求をさらに増大させ、対外交渉上大きな妥協を余儀なくされたとして、外交的に大きな失敗とみなされたのである。他方で左翼・リベラル陣営からは、チェコスロヴァキアという小国を犠牲にして、一時的な平和を勝ち取っても本質的な解決に繋がらずに、単に問題を先送りしたとして、大国主義的な権力外交の典型とみなされて非難されたのである<sup>31)</sup>。

## ミュンヘン会談までの道のり

ミュンヘン会談までの経緯を述べると、38年3月のドイツによるオーストリア併合後に、チェコスロヴァキア内のドイツ系住民の自治権獲得運動が、ズデーテン＝ドイツ人党のヘンライン（Konrad Henlein）を中心に一層強まり、4月にはカールスバード綱領を掲げて公然と自治要求運動が展開されるに至った。当時から、ヘンラインがナチス・ドイツ勢力と連携していたことは公然の事実であった。これに対してイギリスとフランス政府は、4月末に首脳会談を持ち、チェコスロヴァキア政府とヘンライン一派の調停に乗り出す。イギリスのチェンバレン首相は3月24日に、ソヴィエト連邦のチェコスロヴァキアに対する共同援助の申し出について、下院本会議において、チェコスロヴァキアに対する特定の援助義務はないと明確に拒否するのである<sup>32)</sup>。

形骸化した人民戦線政府を継承したフランスのダラディエ（Édouard Daladier）内閣も、親ドイツ的傾向を露わにしていた。こうして英仏両国政府が、チェコスロヴァキア政府に働きかけ説得した結果、9月にチェコスロヴァキア政府は、ズデーテン＝ドイツ人党の要求案のほとんどすべてを受け入れることを決定した<sup>33)</sup>。本来であればこれで問題は解決されるはずであったが、ヘンラインはチェコスロヴァキア政府との交渉を拒否し、9月12日のニュルンベルク演説において、ズデーテ

ン＝ドイツ人の自決に対するドイツの援助を公言した<sup>34)</sup>。ここにおいて、ズデーテン問題は単にチェコスロヴァキア国内の少数民族問題にとどまらずにヨーロッパ全体を巻き込む国際問題へと発展するのである。

38年9月15日、チェンバレンはイギリス・ドイツ両国首脳の間接会談によるズデーテン問題の解決を図り、ヒトラーの山荘があるベルヒテスガーデンにおいて、第1回目の会談を行った。会談の席上、ズデーテン・ドイツ人の自治獲得のためには戦争も辞さないと主張するヒトラーの強硬な態度を宥めて、チェンバレンは最終斡旋案の調整を図る<sup>35)</sup>。チェンバレンは帰国後に、直ちにチェコスロヴァキア政府に対する斡旋案を作成し、9月18日にフランスのダラディエ首相とボネ（Georges Bonnet）外相をロンドンに招き、イギリス・フランス共同提案を作成しチェコスロヴァキア政府に提示した。この提案の内容は、大きく二つに要約できる。第一は、ズデーテン地方のドイツへの割譲であり、第二に、35年に成立したフランス・ソヴィエト連邦・チェコスロヴァキア3国の相互援助条約の破棄である<sup>36)</sup>。チェコスロヴァキア政府はいったん拒否するが、9月21日にイギリス・フランス提案の受諾を決定した。この斡旋案を持って、チェンバレンは再びドイツのゴータスベルクに飛び、9月22日と23日にわたりヒトラーとの第2回目の会談をもった。この時にヒトラーは、さらに条件をつり上げ、ズデーテン地方の即時譲渡を要求して、10月1日まで譲渡されない場合には、直ちに軍事占領する旨を関係三国に通告した<sup>37)</sup>。チェコスロヴァキア政府はこれを拒否し、総動員令を発する。フランス政府も反対し、イギリス政府も漸くここに至っては、海軍に部分動員令を発して国民に空襲への準備指示をせざるを得なかったのである。

こうして一時的ではあるが、全欧州諸国は戦争の危機に直面することになる。他方でソヴィエト連邦は、9月21日にチェコスロヴァキアに対する援助を表明し、アメリカ合衆国のローズヴェルト大統領はズデーテン問題の解決に向け調停を提案するが、英仏はヒトラーとの直接交渉を推進する<sup>38)</sup>。チェンバレンは9月27日に、ムッソリーニにヒトラーとの国際会議の斡旋を依頼して、戦争への危機の瀬戸際で、ミュンヘンでの四大国の首脳会談が開催される運びとなる。

### ミュンヘン会談の意味するもの

西欧四大国がミュンヘンにおいて追求したものは、いかなるものであったのか。協定内容の主旨は、概ね以下のとおりである<sup>39)</sup>。

- ① 四大国は協調体制確立に向けて相互に努力することを確認する。
- ② イギリスとドイツの友好関係をその体制の基軸とする。
- ③ ヴェルサイユ条約で画定した国境線を平和的に改定する。

ミュンヘンをめぐる、欧米の有力な歴史解釈は、この取り決めが、チェコスロヴァキアを大国間のパワーゲームの犠牲にして、暫時の不確実な平和を購った、いわば宥和外交の頂点とする見解が中心である。確かに、同会議に当事国チェコスロヴァキアの代表は同席が許されなかったし、欧州の大国ソヴィエト連邦が招聘されなかった事実の中に、西欧四大国の大国主義的傾向や反共イデオロギー的性格を持つ点を指摘するのは容易なことである。その意味でミュンヘン会談を、ヨーロッパにおける帝国主義諸列強間の利害調整および大国間相互の勢力圏再編成の場であるとする解釈は、一定の合理性を持つようにも考えられる<sup>40)</sup>。しかしながら、果たしてそうなのであろうか。

ここでミュンヘン協定の基本的性格を要約すると、以下の諸点があげられる。第一に、四大国の協調によるヨーロッパの平和の創出という構想は、19世紀のウィーン体制以来、繰り返し追求されてきたものであること<sup>41)</sup>。第二に、イギリス・ドイツ両国の関係改善が西欧政局の安定に寄与するという見解は、第一次世界大戦の経験から、とくに戦間期のイギリスで政財官界の指導者層に強く支持されていたこと。第三に、四大国の保障体制確立のために、民族自決の原則（ズデーテン地方のドイツ人）のもとで、ナチス・ドイツの領土的要求を受け入れたことである。

こうして構築されたミュンヘン体制は、その交渉過程に明らかなように、イギリスのチェンバレン首相が主導性を発揮して成立させたものである。当時のイギリスは世界中に散在する自国権益を保障するだけの能力に欠け（オーヴァー・コミットメント）、またヨーロッパの状況変化に自国の再軍備のスピードが追いついていない状態であった。不安定なパートナーであるフランスや孤立政策に回帰していたアメリカ合衆国への不信感を抱きつつ、チェンバレンがファシズム諸国との不確実な協調をめざした真の理由はそこにあった。そのためにミュンヘンから帰国した彼が、ロンドン・ヒースロー空港で英独両国の不戦宣言書を示して成果を誇った時に、圧倒的多数のイギリス国民は、ベルリン会議（1878年）のディズレーリ（Benjamin Disraeli）以来、再びヨーロッパから平和が持ち帰られたと確信したのである<sup>42)</sup>。

## 6. スペインとミュンヘンの背後にあるもの

ここで、ミュンヘン会談後の38年9月から、ドイツ軍のポーランド侵攻により第二次世界大戦が勃発するまでの、約1年間の四国関係について概括すると、ドイツ・イタリアの同

盟関係はスペイン内戦への干渉をとおして進展し、さらに39年以降は、軍事的側面からも強化されたのである。とくにイタリアは、スペイン内戦に深く干渉しており、イギリスに対して、自国の価値を高く売り込む必要があった。イギリスのチェンバレン首相等の宥和派は、再度イタリアへの接近を試みドイツ・イタリア同盟に楔を打ち込もうと、38年11月にイタリアによるエチオピア併合を承認し、地中海・紅海地域の勢力の現状維持などを目的とする、前述のイギリス・イタリア復活協定の批准を行う。またドイツに対しても、東欧諸国へのドイツの経済進出に対し一定の理解を示すなど、経済的宥和政策とでも呼ぶべき姿勢で対応していた<sup>43)</sup>。

フランスはミュンヘン会談以降、ヨーロッパ大陸において国威を失墜し、特に中東欧諸国は、急速にドイツへの接近策を対外政策の基軸にしたのである。こうしてロカルノ体制以来堅持されてきた、フランスのドイツに対する政治的・軍事的優位性は完全に崩れ、ヨーロッパ大陸におけるパワーバランスは、大きく変更を余儀なくされたのである<sup>44)</sup>。その結果、フランスにとって、対ドイツ・イタリア政策上、イギリスとの二国関係の重要性はさらに増大した。その状況の中で、イギリスへの外交的な依存度は、さらに高まるのである。そして、西欧四大国ともに、共通してソヴィエト連邦への働きかけは行われず、いわばソヴィエト連邦を疎外する形で、この間のヨーロッパ国際政治は展開されたのである。

さらに補足すると、ドイツ・イタリア両国のファシズム体制の類似性については、すでに多くの研究で明らかになったことであるが、その最大の類似性は反共イデオロギーにあった。この点では、30年代のイギリス政府も労働党政権の一時期を除けば、ほぼ一貫してファシズム勢力と同質性の反共（反ソヴィ

エト連邦)的立場を共有していた。またフランスの人民戦線政府内部にも、保守・中道派の急進社会党系閣僚（ミュンヘン会談当時のグラディエ首相も同党員）をはじめとして、根強い反共思想が存在した<sup>45)</sup>。こうした政治的共通性により、ミュンヘン会談で四大国が協議して、ヨーロッパ国際関係の趨勢を巡って利害調整を図る下地は成立していたのである。

一方ソヴィエト連邦の外交政策は、国際連盟の加盟（34年）の後に、当時西欧協調路線を推進した外相の名を冠する「リトヴィノフ(M.M.Litvinov)外交」が展開された。またファシズム勢力が台頭すると、35年7月から8月にかけて開催された第7回コミンテルン大会で、人民戦線戦術が採択され、ソヴィエト連邦は反ファシズムを掲げ、イギリス・フランスなど西欧大国との連携を求めた。ところがスペイン内戦期を通じて、イギリス・フランスとの協調関係の困難さが一層明確となる。さらにミュンヘン会談に招聘されず四大国から疎外された経験を踏まえ、スターリン(I.V.Stalin)の西欧大国への不信任は決定的なものとなった。

この後ソヴィエト連邦の外交は、大きく転換する。すなわち西欧協調の「リトヴィノフ外交」が放棄され、自国の国家利益を最大限追求する「スターリン外交」が本格的に推進されるのである。スターリンはミュンヘン会談以後、明確に英仏協調路線を変更し、旧来以上にドイツ・イタリア側へと接近を企てるのである。この延長線上に、39年8月のナチス・ドイツとソヴィエト連邦間の不可侵条約締結が存在する。その意味で、30年代後半（36～39年）のソヴィエト連邦外交について、特にスペイン内戦とミュンヘン会談との関連を中心に、再び検証し直す必要がある<sup>46)</sup>。

「ポスト・ミュンヘン」期には、39年3月

のドイツによるチェコスロヴァキア解体から、9月のポーランド侵攻までの期間において、イギリス・フランスおよびドイツ・イタリア両勢力にとって、ソヴィエト連邦との同盟関係の構築こそが、第二次世界大戦直前のヨーロッパ国際関係における、最重要の外交課題となるのである。

## 7. むすびにー 30年代イギリス外交と宥和政策

30年代後半のイギリス外交は、36年のスペイン内戦問題や38年のズデーテン問題などの西欧国際政治の危機に臨み、ドイツ・イタリアなどファシズム勢力との全面的対立を意図的に回避することに目標の力点がおかれた。たとえばスペイン内戦においては「不干涉政策」、ズデーテン問題においては「ミュンヘン会談」での解決が図られたのである。これら一連の政策に共通する政治理念は、「宥和政策」と総称されるものである。イギリス・フランスの「宥和政策」は第二次世界大戦を阻止できなかった点で、歴史学・国際政治学の観点から、戦後の米ソ冷戦下において、厳しく否定的な評価を受けることになったのである<sup>47)</sup>。

確かに、「宥和政策」の中に色濃く反映されている、イギリス・フランス両国政府の保守系政治家に根強い反共イデオロギー等の思想的偏見やミュンヘン会談での両国政府のチェコスロヴァキアの取り扱いに顕著な大国主義的権力外交について、政策的・道義的責任を総括することは重要である。それと同時に、30年代後半期のヨーロッパという、同時代史的空間において宥和政策が果たした肯定的な側面についても、再検討・再評価をすることの意義は大きいと考えられるのである。

特にミュンヘンで、チェンバレンが希求した「四大国協調によるヨーロッパ国際政治の

自律的解決」という理念は、機能不全に陥った集団安全保障体制に代わり、ウィーン体制以来の伝統的ヨーロッパ外交の復活をめざした政策であったのかという問題意識は、現代国際政治史における重要な課題である<sup>48)</sup>。近年の一部の研究によれば、ミュンヘン会談の協定内容をヒトラーが反古にした39年3月以降も、チェンバレンは四大国協調の可能性を追求したとされる。この点で言えば、「ミュンヘン後」も宥和政策はイギリス外交の基調として継続したのである。したがってこの事実を、単純に反共的保守政治家の妄想に過ぎないとは断定できないと考えるものである<sup>49)</sup>。

また戦後のアメリカ合衆国とソヴィエト連邦の冷戦時の対立において、欧米首脳が用いた外交用語（政治用語）としての「宥和政策」、および同義語として使用される「ミュンヘン」という言葉が、それぞれの歴史的文脈でどのような意味を持つのかという点についても、丁寧に検証する必要がある。たとえば、ベルリン危機（1948年、1961年）やキューバミサイル危機（1962年）におけるアメリカ合衆国首脳の対応、フォークランド紛争（1982年）でのイギリス首相サッチャー（Margaret Thatcher）の対応、最近では、米英軍によるイラク攻撃（2003年）の際のアメリカ合衆国大統領ブッシュ（George W. Bush）が、ミュンヘン会談を例に挙げ、イラク大統領のサダム＝フセイン（Saddām Ḥusayn）をヒトラーになぞらえ、先制攻撃することの正当性を主張し、「Appeasementは繰り返さない」と発言したことは記憶に新しい<sup>50)</sup>。

改めて、欧米大国の政策決定者達が、いかに第二次世界大戦前の歴史的経験に基づくこの言葉を重く受けとめて、現実の国際政治の場で活用したのかに思い至るのである。その意味で、政治・外交用語としての「宥和政策」や「ミュンヘン」という概念は、現在でも国

際政治における分析枠組みとして、有効に機能しているのである。

さらに、公開される各国の第一次資料が量的に増加し、研究者の実証主義的傾向ともあいまって、「宥和政策」の評価をより複合的・多義的なものにしていく。その結果、宥和政策に対する、従来のマイナス・イメージ、チャーチル（Winston Churchill）史観に代表される、第二次世界大戦時の戦勝国史観を修正する新たな見解も提起されている<sup>51)</sup>。

現在では、大戦前史研究も進展して、宥和政策から導き出される歴史的解釈についても、旧来の善悪二分法的視点や道義的責任論に立つ評価だけでは不十分である。すなわち「宥和政策」という概念は、冷戦期に米ソ両大国が相互に非難する際に用いた、曖昧な外交的用語に拡大解釈せずに、1930年代という時代的制約の中で、個別の時期および地域に即して、各国の対外政策を実証的に再検討する必要がある。そのことにより、現代史における「宥和政策」の評価が、適正に行われるものと考えられるのである。

## 註

- 1) A.J.P.Taylor, *The Origin of the Second World War*, London, 1983. 参照。A・J・P・テイラー、吉田輝夫訳、『第2次世界大戦の起源』講談社、2011年、参照。
- 2) テイラー、前掲書、466～488頁参照。齊藤孝『第2次世界大戦前史研究』東京大学出版会、1965年、参照。ニール・ファーガソン、仙名紀訳『憎悪の世紀』上 早川書房、2007年、参照。

現在では、英仏等の諸国との関係の中で、大戦が起きたとするテイラーの見解の一部は、史

- 料的に否定されている。一方で、戦争原因の研究を政治的対立から引き戻し、客観的に分析・解釈する姿勢を提示した点は、研究上の意義がある。
- 3) 80年代までの欧米の研究動向について、木畑洋一「第二次世界大戦への道とイギリス」(『国際問題』216号, 1978年, 日本における研究動向については、佐々木雄太「欧米国際政治史、(二) イギリス」(『国際政治』61・62号, 1979年, 参照。
- 4) E. ホブズボーム 大井由紀訳『20世紀の時代』筑摩書房, 2018年, 参照。また、ホブズボームの20世紀論に立脚しながら、20世紀前半の歴史をコンパクトに整理したものに、木村靖二『二つの世界大戦』山川出版社, 1996年, 参照。同『第1次世界大戦』筑摩書房, 2014年, がある。
- 5) 角田順『ボールドウィン・チェイムバリンとヒトラー』御茶ノ水書房, 1958年。斉藤孝『第二次世界大戦前史研究』東大出版会, 1965年。木畑洋一「イギリスの対ドイツ宥和政策と東南欧」『歴史学研究』393号, 1973年。木畑洋一「奇妙な戦争期におけるイギリスの対ドイツ政策」『教養学科紀要』(東京大学)第6号, 1974年。佐々木雄太『三〇年代イギリス外交戦略』名古屋大学出版会, 1987年。佐々木雄太「ミュンヘン協定の国際環境」『法政論集』(名古屋大学)第121号, 1988年。また、ドイツの一次資料を活用した研究として以下がある。栗原優『第二次世界大戦の勃発』名古屋大学出版会, 1994年。網川政則『ヨーロッパ第二次大戦前史の研究』刀水書房, 1997年。イタリアの対外政策については以下を参照。石田憲『地中海ローマ帝国への道』東京大学出版会, 1994年。
- 6) 大久保明『大陸関与と離脱の狭間で—イギリス外交と第一次世界大戦後の西欧安全保障』名古屋大学出版会, 2018年。藤山一樹『イギリスの対独「宥和」一九二四—三〇年』慶応義塾大学出版会, 2019年。関静雄『ミュンヘン会談への道』ミネルヴァ書房, 2017年。
- 7) E.H. Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939*, London, 1981, p.13.  
E.H. カー, 原彬久監訳『危機の20年』岩波書店, 2013年参照。カーは国際政治におけるリアリズム的分析手法を主張し、政治的ユートピアンを批判した。初版版で宥和政策を支持する立場を明確にしたが、改定で修正した。
- 8) H. Thomas, *The Spanish Civil War*, London, 1977, pp.134-144.  
A. Beevor, *The Battle for Spain*, London, 2006, p.29.  
34年10月に右翼政党(CEDA)代表の入閣に対して、マドリードやアストリアで左翼勢力が武装蜂起し政府に鎮圧された。同事件について、革命的性格を見出す研究もある。
- 9) J.J.L. ソペーニャ編著『スペイン人民戦線史料』法政大学出版局, 1980年, 45~52頁, 斉藤孝編著『スペイン内戦の研究』中央公論社, 1979年, 275~286頁参照。スペイン人民戦線は、共和主義左派・社会党・共産党を中心に成立した。協定内容は選挙対策としての妥協的性格が強く、必ずしも社会主義的なものではなかった。
- 10) Thomas, op.cit., pp.156-157.; Beevor, op.cit., p.37.  
ソペーニャ, 前掲書, 2~22頁参照。選挙の得票総数では左右両派の差は2%と僅差であったが、選挙制度により、現実の獲得議席数は人民戦線が絶対多数を獲得した。
- 11) Thomas, op.cit., p.337. 平瀬徹也『フランス人民戦線』近藤出版社, 1974年, 139頁参照。
- 12) H. Thomas, op.cit., p.343.; Beevor, op.cit., p.137.  
斉藤孝『戦間期交際政治史』岩波書店, 2015年, 238-239頁参照。
- 13) Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, Sec.Series, (DBFPと略記) vol. XVII, No.44, pp.47-48.
- 14) Ibid., No.72, pp.77-78.
- 15) J. Edwards, *The British Government and The Spanish Civil War 1936-1939*, London, 1979.  
K.W.Watkins, *Britain Divided: The Effect of the Spanish Civil War on British public Opinion*, London, 1963. A.J.P.Taylor, *English History, 1914-1945*, Oxford, 1979, pp.394-397.
- 16) DBFP, vol. XVII, No.103, pp.109-111.; No.104, pp.111-112. ;No.128. pp.160-162.
- 17) DBFP, vol. XVII , No270, p.369.  
発端は、ソ連代表からスペインとポルトガル国境を監視する国際監視団の派遣要請がされたことによる。

- 18) Thomas, op.cit., pp.580-581. 査察案内容は、イギリスなど五国からなる中央委員会をロンドンに設置し査察運営指導を行い、海上査察は英仏独伊の四国が分担実施するとされた。
- 19) I.マイスキー、木村晃三訳、『30年代』みすず書房、1967年、293頁参照。
- 20) DBFP, vol. VIII, No.644, p.931.; No.645, P.932.; No.647, p.933.; No.650, P.935.
- 21) DBFP, vol. XIX, No.38, pp.61-63.
- 22) Ibid., vol. XIX, No.277, pp.451-453.; No.292, p.469. notel. 同委員会議事録の詳細については、マイスキー、前掲書、327頁参照。
- 23) マイスキー、前掲書、329頁参照。
- 24) Taylor, op.cit., p.158-159.; *The Earl of Avon, The Eden Memoir: Facing The Dictators*, London, 1962, p.401-402.; A.P.Adamthwaite, *The Making of The Second World War*, London, 1979, pp.161-162. 渡辺和行『フランス人とスペイン内戦』ミネルヴァ書房、2003年、70～74頁参照。平瀬、前掲書、140～146頁参照。ただし、イーデンは、勧告の事実を認めていない。
- 25) Avon, op.cit., pp.400-401. 斎藤、『第二次世界大戦全市研究』、186～187参照。
- 26) Thomas, op.cit., p.946. J.ジョル、池田清訳『ヨーロッパ百年史Ⅱ』みすず書房、1976年、158頁参照。小野協一訳『武器を理解せよ 傷を理解せよ』未来社、1983年、参照。G.オーウェル、A.オーデン、S.スペンダー等、知識人層の青年達をスペイン内戦はひきつけた。ジョルは、同内戦が知識人・芸術家に自己の政治的立場の踏絵になったと指摘する。
- 27) Royal Institute of International Affairs, *Survey of Internatinal Affairs 1936*, London, 1937, p.447. notel.; *Documents of International Affairs (DIA と略記する) 1936*, pp.345-346. 斎藤孝『第2次世界大戦前史研究』、47頁参照。
- 28) Avon, op.cit., pp.586-606. 佐々木、『30年代イギリス外交戦略』、190-191頁、石田、前掲書、188-189頁、細谷雄一『外交による平和』有斐閣、2005年、40-43頁参照。イーデン外相辞任の根本的原因は、チェンバレンとの対伊外交の基本方針にあり、対独政策および宥和政策全般に関する両者の見解の相違は、イーデンが強調するほどには明確でないとする説が有力である。
- 29) DBFP, vol. XIX, No.660, pp.1083-1084.; No.662, pp.1084-1124. Beevor, op.cit., p.350. 石田、前掲書、199～202頁、テイラー、吉田訳、前掲書、275頁、N.ファレル、柴野均訳『ムッソリーニ』下 白水社、2011年85～86頁、同協定は、基本的に37年1月に締結した「英伊地中海紳士協定」の内容を基礎にしていた。英国のハリファックス外相の56歳の誕生日に合わせ、復活祭当日に調印したために、復活祭協定と呼ばれた。
- 30) DBFP, third. series. vol.3, No.500, pp.517-530. ファイル、前掲書、96～98頁、石田、前掲書、225～228頁参照。イギリス政府首脳はドイツ牽制の意図で、イタリアとの関係強化をめざすが、39年1月11日～14日のローマ訪問は、イタリアが期待する具体的な領土交渉は行われず、具体的成果はなかった。訪問後、ムッソリーニはドイツとの同盟関係樹立へ傾斜する。
- 31) 佐々木、『30年代イギリス外交政策』、73頁参照。
- 32) R.A.C.Parker, *Chamberlain and Appeasement*, London, 1993, p.141. K.Feling, *The Life of Neville Chamberlain*, London, 1970, pp.347-348. 斎藤、前掲書、260頁参照。議会演説は彼の宥和政策の代表例とされるが、当時の政府・国民の大多数の一致した見解である。
- 33) DBFP, third. series. vol. II, No.729, pp.196-198.
- 34) Ibid., No.880, p.327.; No.891, pp.334-335.
- 35) Ibid., Nos.895, 896, pp.338-351. D.Faber, *Munich, 1938*, Newyork, 2008, pp.290-295.; Feling, op.cit., pp.365-367.
- 36) DBFP, third. series. vol. II, No.928, pp.373-400.
- 37) Ibid., No.1033, pp.463-473.; No.1073, pp.499-508.; R.Parkinson, *Peace for Our Time*, London, 1971, pp.35-38. ; Feling, op.cit., pp.369-370
- 38) W.R.Rock, *Chamberlain and Roosevelt*, Columbus, 1988, pp.100-125. DIA.1938, vol. II, London, 1943, p.261.
- 39) DBFP, third. series.vol. II No.1227, pp.630-635.
- 40) 斎藤、前掲書、230～231頁、佐々木、『30年

- 代イギリス外交』, 14~16頁参照。佐々木, 『ミュンヘン協定の国際環境』, 105~106頁参照。
- 41) 渡邊啓貴編『ヨーロッパ国際関係史』有斐閣, 2008年, 64~65頁参照。  
大原俊一郎「大国政治における協調と多国主義」, 『グローバル・ガバナンス』第6号, 2020年, 58~59頁参照。大原はウィーン体制が, 全体のコンセンサス政治を基調とする「会議体制」から, 大国の利己主義を抑制する「会議外交」へ変質したと指摘する。その説によればミュンヘン会談は不安定な「会議外交」となる。この場合不安定要因は, ソ連邦とアメリカ合衆国になる。
- 42) DBFP, third. series. vol. II No.1228, pp.635-640.; Faber, op.cit., pp.415-426.; Parker, op.cit., pp.180-182.; Parkinson, op.cit., pp.61-62.
- 43) Bernd-Jürgen Went 'Economic Appeasement' -A Crisis Strategy in W.J.Mommsen & L.Kettenacker, eds., *The Fascist Challenge and The Policy of Appeasement*, London, 1983, pp.169-171.  
齊藤, 前掲書, 277~281頁, 木畑洋一「イギリスの対ドイツ宥和政策と東南欧1938-39」, 『歴史学研究』393号, 参照。
- 44) W.Murray, *The Change in European Balance of Power, 1938-1939*, Princeton, 1984, pp.274-276.  
フランスのダラディエ政権は, 38年12月6日に仏独共同宣言を締結した。イギリスの対独宥和政策に対抗する意味を持ち, 東欧でのフランスの權益を放棄するなど, 宥和色の強い内容である。
- 45) 渡辺和行, 前掲書, 158~174頁参照。急進社会党内部の保守派(カイヨー, ロッシュ)は反人民戦線・反ソヴィエト連邦の立場を明瞭にしていた。スペイン内戦に関しても不干渉政策の堅持を主張していた。穏健派(エリオ, ショータン)も人民戦線と一定の距離をおき, スペイン内戦に関して不干渉政策の堅持を支持した点は保守派と共通する。同党左派(ダラディエ, コット)は人民戦線の中核を担ったが, 反共・親独的傾向があり, 宥和政策の推進勢力となる。
- 46) J.Hochman, *The Soviet Union and the Failure of collective Security, 1934-1938*, London, 1984.; E.H.Carr, *The Comintern and The Spanish Civil War*, London, 1984.  
前者は, ソヴィエト外交の集団安全保障政策から権力外交への転換を扱う。後者は, スペイン内戦とコミンテルンの政治的関係を明晰に分析する。
- 47) T.Taylor, *Munich: The Price of Peace*, London, 1979, pp.1001-1004.  
T.L.Lewis, *Prisms of British Appeasement*, Brighton, 2011, pp.5-8.
- 48) 渡邊啓貴編, 前掲書, 62~65頁参照。ミュンヘンで合意された四大国の協調体制は, 「大国の協調による周辺諸国の平和の現出」を意味する。チェンバレンにとり, 四国協調体制を阻害する異質分子であるアメリカ合衆国およびソヴィエト連邦を除外することが重要とされる。
- 49) D.C.Watt, *How War Came*, London, 1989, pp.615-617.  
J.Lukacs, *The last European war, September 1939/December 1941*, Anchor Press, 1976.  
J.Lukacs, *Faive Days in London, May 1940*, New Haven, 2001, pp.1-2.  
R.A.C.Parker, *Churchill and Appeasement*, London, 2001, p245.
- 50) L.Richardson, *When Allies Differ: Anglo-American Relations During the Suez and Falkland Crisis*, London, 1996.  
安藤次男「宥和と抑止—歴史学としての宥和研究から政治学としての宥和研究へ」『立命館国際研究』2003年3月, 226~227頁参照
- 51) Lewis, op.cit., pp.144-146. 後藤春美「世界大戦の時代」130~131頁, (佐々木雄太・木畑洋一編著『イギリス外交史』有斐閣, 2005年), 木村靖二『二つの世界大戦』, 56頁参照。近年欧米学界動において, 「宥和政策」に関する評価および歴史観が変化している事実が指摘されている。筆者はこれを単なる「修正史観」とは捉えずに, 新たな「宥和政策観」確立へのワンステップであると考える。